

ひとり戸籍の幼児問題とマイノリティの人権に関する研究

稲垣, 陽子 / INAGAKI, Yoko

(発行年 / Year)

2017-09-15

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第411号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2017-09-15

(学位名 / Degree Name)

博士(公共政策学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014275>

博士学位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	稲垣 陽子
学位の種類	博士（公共政策学）
学位記番号	第 638 号
学位授与の日付	2017 年 9 月 15 日
学位授与の要件	本学学位規則第 5 条第 1 項(1)該当者(甲)
論文審査委員	主査 教授 淵元 初姫 副査 教授 武藤 博己 副査 (学外) 山梨県立大学准教授 申 龍徹

ひとり戸籍の幼児問題とマイノリティの人権に関する研究

本審査小委員会は、博士学位申請者稲垣陽子氏からの博士（公共政策学）学位請求論文「ひとり戸籍の幼児問題とマイノリティの人権に関する研究」の提出を受けて、慎重に審査を行ってきた。

1 本論文の主題と構成

本論文は、幼児がひとりだけで戸籍を作られているのはなぜか、という問題を追究した論文である。日本の戸籍制度は日本の家族を統制するために、家族単位で編成し、届出を義務づけているのであるが、それにもかかわらず、幼児がたったひとりだけで戸籍が作られているという現実がある。こうした法の趣旨に反する事態は法律違反ではないのかという問題意識の下に、幼児のひとり戸籍問題とマイノリティの人権を考察した論文である。

本論文の研究対象としては、「ひとり戸籍の幼児」のほかに、「無戸籍児」、「婚外子」、「性同一性障害の親を持つ子」の戸籍問題として子どもの人権が考察されている。「ひとり戸籍の幼児」について、「戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する」（戸籍法 6 条）とされており、親子の二世帯を戸籍に記載することが原則となっている。戸籍が新たに作られる原因のひとつは婚姻である。「婚姻の届出があつたときは、夫婦について新戸籍を編製する」（同 16 条）ことになっている。夫婦が離婚すると、夫が筆頭者の場合には妻がその戸籍から除籍され、その逆の場合には夫が除籍される（同 23 条）。戸籍に残されるのは、夫が筆頭者の場合の夫と親権を有する子である。この段階で戸籍筆頭者である夫が婚姻した場合、その戸籍に新しい妻が入ってくる場合が多いが、逆に妻の氏を称する場合には、妻の戸籍に入ることになる。あるいは新たに妻の氏を称する戸籍を調製し、そこに入ることになり、夫が元の戸籍から除籍され

る。この段階で、元の戸籍には子だけが残され、幼児のひとり戸籍が生じることになる。これは一例であり、多様なケースが考えられる。問題は、子の親権者あるいは養育義務者は誰になるのかである。戸籍からは父母がいなくなり、戸籍上からは親権者が特定できなくなる。争いがある場合には、裁判所が決めることになるが、実質的に親権あるいは扶養義務が遂行されない場合は、どうなるのであろうか。今日では児童相談所がその子の面倒をみることになるのであろうが、その制度が十分に機能しなかった時代では、想像を絶する困難に遭遇したことであろう。こうした体験を有した著者は、子どもの人権の観点から戸籍制度の問題点を考察した。

本論文の目次は、以下の通りである。

はじめに

- 研究目的
- 研究対象
- 研究方法
- 本論文の構成

第1章 「ひとり戸籍の幼児」と「無戸籍児」の戸籍問題

- 1-1 「ひとり戸籍の幼児」
- 1-2 「ひとり戸籍の幼児」の実態
- 1-3 「日本国憲法第25条」から乖離した「ひとり戸籍の幼児」
- 1-4 「戸籍のない子」
- 1-5 300日規定の問題点
- 1-6 民法第772条規定による「出生届け」の問題点
- 1-7 「選択的夫婦別姓」

第2章 戸籍の歴史における憲法論争とGHQ、行政

- 2-1 戸籍制度の形成
- 2-2 「帝国憲法解釈を巡る論争」
- 2-3 穂積の憲法論
- 2-4 GHQと憲法改正と戸籍制度
- 2-5 行政側から見た戸籍制度
- 2-6 官僚制の創出と戸籍制度
- 2-7 住民基本台帳と自治体
- 2-8 韓国における親族制度の形成と変化

第3章 玉虫色の親権と「婚外子の戸籍」の問題

- 3-1 親権とは何か
- 3-2 民法改正（2012年）
- 3-3 家父長権とは何か

- 3-4 尊属殺重罰規定が消えた背景
 - 3-5 戸籍が作る婚外子差別
 - 3-6 「非嫡出子」
 - 3-7 戸籍による「子どもの不利益」の発生
 - 3-8 海外の婚姻のあり方
 - 第4章 「性同一性障害者の戸籍」と子どもの人権
 - 4-1 多様な人間の性を考える手がかりとしての性科学に基づく三要素
 - 4-2 「性同一性障害者」の戸籍
 - 4-3 「性同一性障害」(Gender Identity Disorder)の診断
 - 4-4 「性同一性障害者性別特例法」の問題点
 - 4-5 「同性婚」を認めた渋谷区役所
 - 4-6 マイノリティ家庭の子どもの貧困
 - 4-7 子どもの人権
 - 4-8 子どもを虐待から守るには
 - 4-9 従来の子どもの人権
 - 第5章 戸籍における天皇制に関する問題点
 - 5-1 「戸籍」と「天皇制」
 - 5-2 皇族の身分を離れた者及び皇族になった者の戸籍に関する法律
 - 5-3 天皇家には何故「氏」がないのか
 - 5-4 氏と「家制度」
 - 5-5 「土地と日本人」
 - 5-6 天皇制と民主主義
 - おわりに 子どもの人権を重視する社会の構築
 - 1 「ひとり戸籍の幼児」は、いま
 - 2 「広がる、子どもを守る社会」
 - 3 動き出した自治体
 - 4 多様な生き方を認める社会
 - 5 民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正へ
- 付録資料 日向国那珂郡飫肥人買船実録原文
- 参考文献

なお、本論文は、A4版で168ページであり、字数にして約18万字となっている。

2 本論文の要旨

本論文は、はじめに、本文5章、終章で構成されているが、各章毎の内容はおおよそ以下のとおりである。

まず「はじめに」では、研究目的、研究対象、研究方法、本論文の構成が述べられている。研究目的では、「ひとり戸籍の幼児」は不利益を受けたのが幼児であるがために、一般に知られることもなく今日まで続いている。戸籍制度が施行されて110年以上を経た今日でも、「ひとり戸籍の幼児」の存在は社会に知られていない。育児放棄されている「ひとり戸籍の幼児」の存在を調査研究し、社会にその過酷な現実を訴えるのが研究の目的である」と述べられている。

研究対象では、「戸籍制度に関するこうした先行研究の成果を踏まえながら、これまで研究対象となつたことのない子供の戸籍を研究対象とし、日本社会の根幹的な仕組みである戸籍制度によって生み出された負の連鎖について分析を進め、ひとり戸籍の幼児や無戸籍児、夫婦別姓、LGBT等々、明治期以降、戦後70年を経て、顕著化している戸籍制度の現在的問題をマイノリティの視点から吟味するものである」と述べられている。

研究方法では、「西欧でキリスト教が人々の思想を支配したように、日本でも天皇を頂点とした戸籍制度が浸透していった。身分登録として確立した戸籍制度は、国家の恣意的な思想を国民に信仰させる役割を担った。その思想は、国家の統一と治安の安定を図り、国民を支配するのに国家にとって、都合の良い国民性をつくり上げた。戸籍が国家の設定した規範規制に順応する国民意識をつくり上げ、国家が国民を支配しやすいように戸籍を利用したのではないか。戸籍制度は現在においても根強く人々に影響を与え、様々な問題を捲き起こしている。これらの問題についての発生過程の分析をする」と述べられている。

第1章「ひとり戸籍の幼児」と「無戸籍児」の戸籍問題」では、第1節である1-1「ひとり戸籍の幼児」、第2節である1-2「ひとり戸籍の幼児」の実態」、第3節である1-3「日本国憲法第25条」から乖離した「ひとり戸籍の幼児」の部分では、「ひとり戸籍の幼児」の出生地とその背景について考察されている。宮崎県日南市飢肥（おび）では、戦前戦後を通じて農民は凶作になると娘を売買し、その場を凌ぐのが恒例であったという。日南市北郷町郷之原に所在する「郷原神社」には、「飢肥人買船実録」等の資料が保存されており、悲惨な歴史が繰り返されていた事実を伝えていた。この実録は、文政13（1830）年6月中頃に、広瀬淡窓（儒学者）によって記載されており、本論文の末尾に「付属資料」として掲載されている。「郷原神社」（旧称山宮神社）は太古より稲作を中心とする人々の信仰の場であった。山宮神社の歴史は古く、およそ二千年前の弥生時代に起源する。「山宮」とは山の頂上付近にあった小山の名残で、神社名として永い間使われていたが、明治初期に神社の統合で「郷原神社」と名称を変更している。「飢肥の人買い船」は、かなり昔からの慣行であったらしい。日向の稚児が東国の人買いに連れ去られ、母が我が子を

尋ねて全国を漂流した悲しい物語もあった。「言うことを聞かないと、飢肥の人買いにやるぞ」と言えば、泣く子も黙ったという。「飢肥人買船実録」は世間を震撼とさせた。この「実録」の事件は永く人々に伝承され、明治時代に入ってもなお、関西地方では「言うことを聞かぬと、飢肥の人買いにやる」は、子どもにとって一番恐ろしい言葉として使われた。この飢肥は「ひとり戸籍の幼児」が発生した場所でもある。

本論文で考察されている「ひとり戸籍の幼児」については、未だに社会に知られていない。「ひとり戸籍の幼児」とは、両親がいるのにもかかわらず、幼児がたったひとりだけで戸籍を作られ、幼児は誰の保護もなくひとりで生きることを押し付けられる状態のことを意味している。父母が離婚した場合でも、子どもの氏は変更されない。母親は旧姓に戻り、親権を持つ父親も養子の姓を名乗ると、残された子どもはひとりだけでも従前のままの戸籍に残る。子どもの戸籍については届出の手続をしなければ、自動的に親権者の戸籍に移動することができない。子どもと親の氏が異なる場合、子どもは親の戸籍に入ることができない。このため、子どもの親権者が氏を改めた場合に、子どもに自分と同じ氏を名乗らせたくないならば、自分の戸籍に入れることはないのである。行き場がないので、幼児は従前の戸籍にひとりだけで戸籍に残り「ひとり戸籍の幼児の問題」が生まれる。

第1章の第4節である1-4「戸籍のない子」、第5節である1-5「300日規定の問題点」、第6節である1-6「民法第772条規定による「出生届け」の問題点」では、「無戸籍児の問題」が論じられている。戸籍制度が施行されて110年以上の歳月を経て、「無戸籍児」の問題がマスコミで取りあげられるようになり、2015（平成27）年3月10日に法務省は調査報告を公表した。「無戸籍児」は全国で142人おり、うち3分の1は経済的困窮で就学援助を受けている。著者が確認している1人は学校に通っていない。一時的に就学していなかった子どもは7人いる。学力に問題があり、虐待が疑われる子どももいる。行政が把握できたのは一部で、他にも相当の「無戸籍児」がいると発表した（文部省回答）。岩手県一関市役所・兵庫県明石市役所で「無戸籍児の救済」を始めている。明治31（1898）年から今日まで110年以上続いている戸籍制度は、法の網目からこぼれ落ちた多くの子どもや女性の悲劇を、救済することもなく流し続けている。今日、110年以上の時を経て、やっと「無戸籍児」の存在が社会に認知されるようになってきた。この「無戸籍児の問題提起」のキャンペーン記事を取り上げた毎日新聞社会部記者は、当時「それがどうした」と首を傾げた。しかし、調べていくうちに彼の無知と誤解に気が付いたという。「無戸籍児」の声はいずれも小さく、弁護士や法律学者の間で問題視はされていたものの、行政や社会の視線は冷たかった。「無戸籍児」の問題は、放置されていた年月があまりにも長かったため、三世代にも渡って悲惨な人生を生きていくことを余儀なくされている場合もある。しかし、まだ一部の行政が動き始めたばかりである。

第1章の第7節である1-7「選択的夫婦別姓」では、夫婦同姓を合憲とした最高裁判決が考察されているが、とりわけ違憲とした5名の少数意見について考察されている。「合憲」とする多数意見の10人の裁判官は「旧姓の通称使用で緩和できる」としたこと、3人の

女性裁判官は反対した。しかしながら、多様性が許容されることなく、司法消極主義の観点から夫婦別姓は否定された。著者は、「家制度、家父長制の思想のある種の人々は、選択的夫婦別姓は当然に大反対なのである。つまり、彼らは夫婦別姓が何を問題にしているかということをおそれているのである。夫婦同姓を強制することは、家制度、家父長制の思想を維持するために非常に有効な制度である。男性が上、女性は下という考え方で男性の女性に対する様々な形の抑圧、支配を正当化するのが家父長制度であり、それは戸籍制度に端的に表れている」と述べている。

第2章「戸籍の歴史における憲法論争とGHQ、行政」では、戸籍制度の差別の固定化について考察されている。第1節である2-1「戸籍制度の形成」では、1871（明治4）年に制定された壬申戸籍の成立過程が解説されている。第2節である2-2「帝国憲法解釈を巡る論争」および第3節である2-3「穂積の憲法論」では、主として穂積八束の政治思想が扱われている。長尾龍一によると、1882（明治15）年までの穂積八束の政治思想は、保守的ではあったが、その保守主義は完全に19世紀後半の西洋の憲法思想・政治思想の枠内にあり、国家や人種の境界を超えた政治学の立場を堅持していたという。そこでは未だ日本固有のものへの、やみ難き関心も見られず、政治と宗教の結合や天皇崇拜なども見られず、その頃にはまだ、「祖先崇拜」さえ存在していなかったのである。しかし、同年の憲法論争に寄せた穂積の論稿は政府高官の目を惹いた。政府高官とは、伊藤博文・井上毅であり、穂積は彼らの庇護のもとで急速に出世していった。彼は、ドイツに留学し、日本社会と西洋社会は本質的に違うと確信したのである。「日本は君主国なり」という穂積の信念の帰結として、民主制に対する敵意、社会主義に対する嫌悪の情がうまれた。ダーウィンの「生存競争」「適者生存」という弱肉強食の世界に影響を受け、今まであるものの存続を適応力の証明とし、未来の発展を否定して「現状聖化の理論」に落ち着いた。110年以上前に作られた憲法・民法にある穂積八束の思想は、日本民族の伝統の中で揺らぐことなく、今日も我々国民を導いていると著者は指摘している。他方、その思想は、弱者側にとっては永遠に人として平等に生きることを閉ざしているのではないかとともに述べられている。

第2章の第4節である2-4「GHQと憲法改正と戸籍制度」と第5節である2-5「行政側から見た戸籍制度」、第6節である2-6「官僚制の創出と戸籍制度」では、戸籍制度と行政について論じられている。法務省は「戸籍制度はジャパンアズナンバーワンである」と自画自賛しているという。国家に都合の良い戸籍制度をつくり、戸籍を利用して個人情報収集することができるのである。戸籍法が手続き法であるがために「法が立ち入れない」はずの家庭にも掟破りで立ち入ることができる。個人の身分登録簿の領域を越えようとしている戸籍制度は、制度上の不備から多くの問題を抱えていると著者は指摘する。

第2章の第7節である2-7「住民基本台帳と自治体」では、住民基本台帳法によって定められている戸籍と住民票の関係が考察されている。住民基本台帳法施行令は、戸籍に関する届出などの書類を受理した時に住民票に記載しなければならない（第12条）、と定め

ている。多くの自治体は「戸籍に登録できなければ住民票にも記載できない」とする見解を取り続けている。しかし、一方で、同施行令第12条では「市長村長は法の規定による届出に基づき住民票の記載をすべき場合において、届出がないと知ったときは、事実を確認して、職権で住民票の記載をしなければならない」と規定し、「自治体による住民票の職権記載125」を認めているという。

第2章第8節である2-8「韓国における親族制度の形成と変化」では、韓国における戸籍の廃止した事例が紹介されている。

第3章「玉虫色の親権と「婚外子の戸籍」の問題」では、親権と婚外子の問題が考察されている。第1節である3-1「親権とは何か」、第2節である3-2「民法改正(2012年)」、第3節である3-3「家父長権とは何か」、第4節である3-4「尊属殺重罰規定が消えた背景」では、親権の説明からはじまって、2012(平成24)年の民法改正、家父長制、そして尊属殺人罪規定の廃止について、論述されている。親権については、行政の窓口では、ひとり戸籍の幼児に対して「親権を持つ父親に面倒みてもらえ」と言われたという。親権には法的拘束力がないし、まず、子どもの入籍を拒む親が、親権を守るわけがないのである。親権とは、未成年の子は父母の親権に服する(民法第818条)ことである。歴史的に父が子を権力的に支配して、子はそれに服従することから「親権」と表現されたが、今日では子の利益、子の福祉を守ることの重要性が認識されるにつれて、親権は子の利益を守る親の義務を強調するようになっている。民法第820条では「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定している。籍に入れられていない幼児は、訴える術もなく、大人の都合に振り回されながら放浪するだけである。まだ捨て子の方が、行政に保護され、三食、寝場所が安定しているだけでも「ひとり戸籍の幼児」にとっては夢のような存在なのである。「無戸籍児」・「ひとり戸籍の幼児」・「婚外子」・「性同一性障害者の子」等の戸籍による差別は多くの子どもの人生に暗い影を落としていると著者は指摘する。

また家父長制については、戸籍制度の差別の源であるという。「家父長制」は男性による女性の支配を指す概念であったという。戦後は家父長制からの離脱を目標に掲げ、アメリカ流の「民主化」を目指し、米ソの冷戦崩壊後の日本では家父長制については、すっかり意味を持たなくなっていたかのように思われた。それでは家父長制とはいったい何なのであろうか。重要なのは「定義」ではなく、家父長制という現象を、どのようにみだし、どのように解き明かすかである。家父長がどのように構成されているかを、実際に見据えることである。家父長制という現象自体が問題の所在を表している。家父長制は、さまざまな矛盾を抱え亀裂を生じさせながらも、体系的な支配のシステムとして、家族統制機能を果たしていると著者は論じている。

尊属殺人罪については、かつて存在した刑法第200条(尊属殺人罪)は、親族共同生活において夫婦関係よりも親子関係を優先させ、親子関係においては相互関係より権威服従

の関係と尊卑の身分的秩序を重視した親権優位の旧家族制度的思想による差別規定であり、今日はずでに、合理的根拠を失っている、と著者は指摘する。1968（昭和43）年10月5日、栃木県矢板市佐久山町の「実父殺し事件」における尊属殺人罪を背景に重罰を科した尊属殺人罪は1995（平成7）年の刑法改正により姿を消した。宇都宮地方裁判所の判決文から、被告人（実の娘）の立場から、実父の性暴力から殺人に至った背景について分析されている。

第3章の後半である第5節である3-5「戸籍が作る婚外子差別」、第6節である3-6「非嫡出子」、第7節である3-7「戸籍による「子どもの不利益」の発生」、第8節である3-8「海外の婚姻のあり方」では、婚外子や非嫡出子などの戸籍の制度が子どもの不利益をもたらしていることを考察している。また、海外での状況についても、解説されている。「戸籍が汚れる」という理由で、女の人が婚外子を産んだことが、戸籍に残るのを恐れて中絶してしまうという事例も扱われている。産婦人科医師菊田昇によると、中絶の比率は婚内子の100倍以上であるという。このことは、少子化の原因の一つでもあると著者は指摘する。人為的に婚外子が産まれないように、社会の壁を作っている戸籍制度には問題があると著者は論じている。

第4章「性同一性障害者の戸籍」と子どもの人権」では、性同一性障害が遭遇する戸籍の問題が考察されている。第1節である4-1「多様な人間の性を考える手がかりとしての性科学に基づく三要素」、第2節である4-2「性同一性障害者の戸籍」、第3節である4-3「性同一性障害（Gender Identity Disorder）の診断」、第4節である4-4「性同一性障害者性別特例法」の問題点」、第5章である4-5「同性婚」を認めた渋谷区役所」では、「性同一性障害の親を持つ子どもの戸籍の問題」は、どのような状況に置かれているかが考察されている。基本的に戸籍制度は、「続柄」で血統管理する制度であるから、親の性別は子どもの戸籍に「父・母」という形で記載される。親の性別記載が変わると、それに伴って当事者である親だけでなく、子どもにかかわる性別記載も変更しなくては整合性がとれなくなる。つまり、片方の親の名前を変更することは、同時にもう一方の親と子どもといった家族の書類の記載も変更する必要があるが出てくる。人を「個人」としてではなく「家族・血統」として登録・把握する「戸籍制度」の本音が出てくるのであると著者は論じている。それにしても、性に対する考え方は多様であり、適切に対応することの難しさを痛感した。

第4章の後半では、第6章である4-6「マイノリティ家庭の子どもの貧困」、第7節である4-7「子どもの人権」、第8節である4-8「子どもを虐待から守るには」、4-9「従来の子どもの人権」では、日本における子どもの貧困と人権が考察されている。明治政府の国家主義体制が確立し、学校教育では「忠君愛国」が説かれ、「子どもは、国家富強のための人的資源」とみなされていた。神島二郎によると、このことが、「人が物になる根源となった」と指摘しているという。子どもが「物」にならざるを得なかった「子どもの人権」に

についての政策形成について考察されている。

第5章「戸籍における天皇制に関する問題点」では、第1節である5-1「「戸籍」と「天皇制」、第2節である5-2「皇族の身分を離れた者及び皇族になった者の戸籍に関する法律」、第3節である5-3「天皇家には何故「氏」がないのか」、第4節である5-4「氏と「家制度」、第5節である5-5「土地と日本人」では、戸籍研究者である佐藤文明作成の「ピラミッド型 戸籍の差別構図」が紹介されている。そこでは、ピラミッドの一番上の天皇・皇族に近いところに位置している元皇族は現在も戸籍簿に存在し、社会的な榮譽・名誉に輝く地位が約束されている。明治維新以来続いている「名家」は廃れることもなく、「五摂家」である近衛、一条、二条、九条、鷹司が、「家」として皇族ではないけれど、「平民の一番上」の位置を占めている。この名家の人たちは今も宮内庁に勤め、特権階級として「血統」の形で身分的な差別で確実に生き残っている。戸籍とは元々、差別により編成されており、その背景にある「家」・「血統」から序列の中で上下を決めているので、現状の天皇制が続く限り差別意識が無くなることはないのである、と著者は論じている。

第5章の最後となる第6節である5-6「天皇制と民主主義」では、敗戦後、GHQにより民主主義は自立した個人であることが求められていたが、日本政府は人々が「家」にまだ従属しているとして、個人の尊厳を否定していたという。GHQの強い批判で、「家」は廃止されることになったはずなのに、「戸籍」により人を管理することで「家」はしぶとく生き残ったのである。新民法第750条は「夫婦は婚姻の定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」とし、同第790条は「嫡出である子は、父母の氏」「嫡出でない子は母の氏を称する」としている。戸籍は引き続き「氏」を管理することになり、「家制度」の骨格は残されたのである。戦後の政治は、家族制度を受け入れて革新でも保守と変わらず、国の承認を受けながら、己の分を守って暮らすことなのであると著者は論じている。

終章「子どもの人権を重視する社会の構築」では、第1節「「ひとり戸籍の幼児」は、いま」、第2節「広がる、子どもを守る社会」、第3節「動き出した自治体」、第4節「多様な生き方を認める社会」、第5節「民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正へ」では、これまで論じた「ひとり戸籍の幼児」の問題、65歳になってはじめて戸籍を取得した男性のケース、国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）の勧告の紹介、母親の自立を阻む待機児童問題、「自治体貧困対策」、「虐待死の可能性 368人」、「児童福祉法改正案」、「無戸籍児」支援に兵庫県明石市役所が動き出したこと、「無戸籍児」の存在に気づき始めた社会、無戸籍の人々に伝えたいこと、自治体による児童虐待対応の強化、中核市と東京23区の児童相談所設置について、多様な生き方を認める社会、性的少数者の働きやすい職場の紹介、婚外子の続柄記載、多様化する家族のあり方など、本論文で議論されてきた多様な問題点を総合的に考察している。やや問題点の並べ方に統一性が欠けるように感じるが。また本論文で議論されていないことが指摘されている。なお、「子ども食堂」については、本文では触

れられていない。

また、2013（平成25）年9月4日の最高裁大法廷において、婚外子の相続分差別規定は憲法第14条1項「法の下での平等」に違反し、違憲・無効とする初の判断を示した。戸籍制度の矛盾の一つである婚外子差別が崩れたのである。世界的にも批判され続けられた日本国における婚外子差別問題は、婦女子の人権をいかに粗末にして来たかを露呈している。また、2015（平成27）年3月31日には東京都渋谷区議会本会議において同性カップルを準じる関係と認め、「パートナーシップ証明書」を発行している。これらの影響は社会の意識を変える力になると期待されると著者は論じている。

終章の最後である第5節「民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正へ」では、戸籍制度は人権より国家の利益と安全を最優先する制度であると著者は断じる。個人の差別管理は支配の効率を高め、為政者にとってこれほど都合の良い制度はないのである。今も人々の人権を歪め、子どもを「モノ」として扱い、依然として女性の地位は低い。人は生まれながらにして皆平等である筈なのに、勝手に戸籍で人の差別を決定してしまうのが戸籍制度である。結論としては、このような差別を強制的に押し付ける戸籍制度は廃止すべきであると著者は提案している。

巻末には、付録資料として、日向国那珂郡飫肥人買船実録原文が掲載されている。

3 本論文の特色と評価

本論文は、幼児がひとりだけで戸籍を作られているのはなぜか、という問題を追究した論文である。日本の戸籍制度は日本の家族を統制するために、家族単位で編成し、届出を義務づけているのであるが、それにもかかわらず、幼児がたったひとりだけで戸籍が作られているという現実がある。こうした法の趣旨に反する事態は法律違反ではないのかという問題意識の下に、幼児のひとり戸籍問題とマイノリティの人権を考察した論文である。本論文は次のような諸点において、評価しうる価値ある研究であると考えられる。

第1に、本論文は、自己の特異な体験としての「ひとり戸籍の幼児」という問題を戸籍制度の問題から明らかにしようとした初めての論文である。個人のつらい経験を博士論文として打ち明けることはそれなりに自己の勇気と確信を必要とされる研究作業である。しかも、プライバシーに関わる多くのことがあり、公刊する際にはそれなりの書き直しも必要であろう。しかしながら、こうした困難を超越して書き上げた研究姿勢は大いに評価されなければならないと考える。戸籍制度に関して、まだほとんど知られていない「ひとり戸籍の幼児」という問題を世に送り出し、その幼児に多大な困難を浴びせ、それを克服してきた著者に対して、拍手を送りたい。

第2に、本論文は、「ひとり戸籍の幼児」のみならず、戸籍制度によって様々な困難を強制された「無戸籍児」や「婚外子」、「性同一性障害」、「性同一性障害の親を持つ子」など

の考察されている。ここでは「基本的人権」という観点から考察されているが、通常人と自ら考えている人々にはわからない様々な困難があることが示されている。たとえば、性同一性障害の部分では、多様な性の存在を教えられた。その意味では、対応もきわめて難しい問題であるが、それを丁寧な解説と考察によって、問題の本質を明らかにしようとしている本論文は、高く評価されるべきである。

第3に、「ひとり戸籍の幼児」のみならず、本論文で扱われているマイノリティについては、プライバシーの問題が関わるため事例がわずかしかないことを指摘できる。とはいえ、戸籍による人権侵害の実態は十分に記述されていることから、むしろこうした制約のあるなかで、ここまで記述したこと自体を高く評価できる点であろう。

こうした点について、本研究は「ひとり戸籍の幼児」およびマイノリティの人権に関する優れた研究として、高く評価できるものである。課題として指摘すべき点はほとんどないが、あえて指摘すれば、次のような点が小さなミスが指摘できよう。

まず第1に、……中略……。

第2に、……中略……。

第3に、……中略……。

第4に、……中略……。

以上のように、課題を指摘することもできるが、審査小委員会としては、本論文がオリジナリティを備えた、価値ある研究成果であり、研究者としての研究能力を実証するに十分な業績であり、博士の学位を授与するに値する業績であると認めるものである。

4 口頭試問

審査小委員会は、2017年6月17日に稲垣陽子氏の公開審査会（口頭試問）を実施し、本論文を中心とし、それに関連のある学識確認の試問を行った結果、同氏が博士学位の授与に値する学識と研究能力を持っていると判定した。

5 結論

以上を踏まえ、本審査小委員会は、稲垣陽子氏が、研究能力並びに学位論文に結実した研究成果の到達度の両面において、博士（公共政策学）の学位を受けるに十分値するものと判断した。

以上